

(一七二二) 壹 (享保七年カ)三月 甘楽郡檜原村ほかの御巢鷹山巢下ろし

仕法報告書〔C〕

一 御巢鷹巢おろし之事

(卵割) かいわり申候而十八九日・廿日程ニ而おろし可申事

一 餌飼之事

鶺鴒居ニ一日ニ六ツ七ツ程ツ、すゝめかい可申事、「老

度ニ雀ニツ程ツ、飼可申候、一日ニ三度ツ、飼可申候

一 鶺鴒・児鶺鴒見分様之事

鶺鴒ハ相たいかさ大キク、(嘴) (太) はしふとく、足大きく有之也、

児鶺鴒ハ相たい小さく、(細) はしほそく足もほそく」小さく候、

以上

六月十七日

水上 八左衛門  
伊藤 十右衛門

去冬中被レ為ニ仰付候通り、遠藤七左衛門様御代官所「上州大笹村  
浅間腰山御巢鷹見方へ私共罷越、」巢をろしの仕形委細見ならい申  
候、則「浅間」腰山御巢鷹見方右之通り御書付写シ取り」所持仕  
候ニ付、乍レ憚書付を以御註進仕候、以上

(享保七年カ)  
寅三月

上州甘楽郡山中領  
檜原村之内浜平

御巢鷹見

三右衛門

朝比奈権左衛門様  
御役所

甚兵衛

孫右衛門

安左衛門

野栗沢村

七郎兵衛

同 弥四郎 平左衛門

同 重助 平助

同 茂兵衛 角兵衛

同 忠左衛門

同 甚左衛門

平原村之内八倉

同 孫三郎

同 甚左衛門

神原村

万助

佐右衛門

右之通り差上候扣也